

1 はじめに

日本ユング心理学研究所は、ユング派分析家資格取得のためのトレーニング・プログラムを提供する。この小冊子中に記載される諸規定は、本研究所に上記の資格取得を目的として所属する学生（以下、「候補生」と呼ぶ）と入学志願者に対して適用されるものであり、本研究所への入学とそこで行われるトレーニングの必須要件に関するものである。

この小冊子は、以下の3つのセクションに区分される。

- トレーニング・プログラムへの入学許可
- トレーニングのための包括的なガイド・ライン
- トレーニング・プログラムを修了するための必須要件早見表

本研究所は、トレーニング・プログラムの修了に際して、ユング派分析家資格取得証明書を授与する。この証明書は、それを与えられた者がユング派分析家として臨床実践を行いうる能力があることを証明するものである。

この小冊子は、本研究所での継続的に学習することを希望するが、分析家資格を取得することを目指していない人たちについては言及していない。これらの人たちは、「聴講生」と称される。聴講生もまた本研究所の学生と見なされ、多くのセミナーに参加することが可能である。また、もし、本人が望み、必要な条件を満たせば、かかる後、トレーニング・プログラムへの入学が認められるし、さらには、本研究所が定める要件を満たせば、「ユング心理学基礎課程修了証書」を得ることもできる（詳しくは、「聴講生のためのガイド・ライン」を参照のこと）。

さらに、本研究所は、「候補生」と「聴講生」とは別に、「登録会員」という制度を有する。登録会員は、本研究所の学生とは見なされないが、本研究所が定める要件を満たせば、定員に余裕のある場合に限り、セミナー等への参加が認められる。また、登録後3年間、本研究所から夏・冬学期のパンフレットや諸案内が自動的に送付される（「登録会員について」を参照のこと）。

また、本研究所で開催される「公開講演会、あるいはシンポジウム」に関しては、本研究所における聴講資格をもってはいないが、ユング心理学に関心をもつ

一般の人々も受講可能である（受講資格が定められるものもある）。受講料に関しては、その都度告知し、「候補生」「聴講生」、そして「登録会員」については、それぞれ一定額の割引が受けられることとする。

本研究所におけるトレーニング・プログラムには、以下の3つの側面が含まれる。

- ・ 個人分析（教育分析）。候補生が心理的成熟の過程を歩むためのものであり、トレーニングの核である。
- ・ 将来、ユング派分析家となるために必要な理論的・学問的知識の習得。
- ・ クライエントとの分析的・臨床的な実践。シニア・アナリストのスーパーヴァイズのもとに行われる。

以下の規定は、むろん、個々人の心理的成熟それ自体について云々するものではなく、あくまで、現時点での研究所が定める、ユング派分析家資格を取得するための外的な必須要件を明示することを目的としたものである。本研究所常任理事会では、定期的にこれらの規定を見直し、それに応じて、ユング派分析家となるためのトレーニング・プログラムをよりよいものとしてゆく所存である。

1. 1 この規定集の効力

この規定集は**第11版**であり、**2021年度冬学期**より適用される。

2 入学許可

本研究所は、いずれかの学問領域で修士以上の学位を有する者か医師の資格を有する者からの入学志願を受け入れる。また、入学許可は、分析という職業への個々の志願者の適性についての評価を基盤としてなされる。

2. 1 トレーニング・プログラムへの入学許可に際しての選考基準

本研究所は、すべての志願者のトレーニング・プログラムへの入学志願を受け入れるわけではなく、そこでは志願者の選考が行われる。

包括的基準

- ・ 将来分析家となるための人格の成熟性と安定性。
 - ・ ユング心理学への強い関心（それを具体的に示すものとして、入学以前に最低 50 時間、ユング派分析家による個人分析＊註）を体験していること。
- *註) IAAP 所属の分析家以外に受けた分析時間については、審査委員会にその旨申請すること。

職業的基準

- ・ ある特定の領域での専門的な知識を有し、学問的な訓練を受けていていること（修士以上の学位を有すること）。
- ・ 本研究所でのトレーニングと後の分析家としての実践に役立ちうる職業経験を有すること。

2. 2 出願

入学に必要な書類をすべて受け取った後、入学を許可するか否かの判定が選考委員会において行われる。提出を求められる書類は以下の通り。

- ・ 入学志願書（本研究所所定のもの）
- ・ 自伝的エッセイ（8,000 字程度。海外のユング研究所で前期課程を済ませた者で、すでに外国語で書いたものがある場合にも、そこでの留学体験をふまえて日本語に書き改めたものを提出すること。）
- ・ 最終学位に関する証明書
- ・ 入学以前に臨床的職業経験を有する者は、その職務内容証明書（自由書式）
- ・ 後期課程への入学希望者で、海外のいざれかのユング研究所で中間試験に合格している者は、そのことを証明する文書のコピー、あるいは、日本ユング心理学会（JAJP）の認定心理療法士資格を取得している者は、認定心理療法士資格証書のコピー

- ・ 出願料の支払いを証明するもの（払い込み票等）

これらの書類に記載されているすべての個人情報については、本研究所が守秘義務を負う。

身分照会 :

志願者は、自らをよく知る3人の身分照会者をあげなければならない。この場合、志願者の個人分析家は除かれる。3人の身分照会者には、後日、選考委員会より質問票が送付されるので、出願に際して、志願者はその旨身分照会者に了解を得ておくこと。また、それゆえ、上記質問票の送付以前に身分照会者の側から研究所に直接コンタクトをとる必要はない。

面接 :

出願に必要なすべての書類が揃い、3名の身分照会者から質問票が返送されるのを待って、選考委員会においてそれらを審査する。その結果、本研究所のトレーニング・プログラムに入学しうる可能性があると判定された出願者は次に、選考委員会の面接を受けなければならない。面接は、選考委員会から選出された3名の選考委員各々と2回ずつ、計6回行われる。

本研究所のトレーニング・プログラムに入学しうる可能性があると判定された志願者は、その後、誰が自らの選考委員となったかを通知される。また、その際、上記の面接にかかる料金の請求書も同時に受け取るが、その料金は、面接が行われる前に研究所に支払われなければならない。

合否の通知 :

志願者の合否については、選考委員会が、上記の面接の後に開かれる定期会合において、判定を行う。入学を認めないという判定が下りた場合、異議申し立ての機会は認められないが、いくつかの条件付きで再出願を認める場合もある。

また、選考委員会は、もし出願者の適性が不明確であるなら、暫定的にその出願者の入学を受け入れることもできる。その最終的な決定は、最初の3学期の間になされなければならない。

選考委員会から最終的な入学許可が下りた場合、その出願者は、ある一定期間内に、自らがトレーニングの開始を志願した学期から実際にトレーニングを開始するのか否か、文書にて自らの意思を示すことを求められる。

以上のように、トレーニング・プログラムへの入学に関する合否は、選考委員会によって判定されるが、それがすなわち、その出願者がトレーニングを無事に修了すること、すなわち、資格取得を保証するものではない。むろん、トレーニング期間中に、候補生の将来の分析家としての適性についての疑問が生じる場合もあり、そのような場合には、選考委員会は、トレーニングのいかなる時期においても、彼、あるいは彼女のトレーニングの中止を要請することができる。このような要請は、慎重な議論がなされた後にのみなされ、その際には、候補生の個人分析家にも、彼、あるいは彼女の将来の分析家としての適性について問い合わせがなされることになる。このトレーニング・プログラムからの撤退の理由に関しては、いかなる筆記記録も残されない。

3 包括的なガイドライン

3. 1 登録

候補生は、毎学期、登録を行わなければならない。そのためには、必要事項を記入のうえ、登録用紙を締切日までに本研究所事務局に提出し、学期が始まる前に、すべての料金の支払いを完了しておくことが必要である。

3. 2 トレーニングの期間

トレーニング・プログラムには、最低 8 学期、在籍しなければならない。

3. 3 個人分析

個人分析は、トレーニング・プログラムの中核であり、トレーニング期間中を通して、継続して行われることが求められる。

- a) 最低 300 時間の個人分析*註) が必須。このうち少なくとも 150 時間は、資

格候補生になる時点で済ませていること。さらに、分析家資格を取得する前に、残りの 150 時間を済ませている必要がある。より以上の時間数が必要な場合もありうるが、それは候補生個々の成長の在り様とかかわっているので、この規定集においてそれを特定することはできない。

*註) IAAP 所属の分析家以外に受けた分析時間については、審査委員会で審議の上、

最大 150 時間まで認められる。

- b) トレーニング期間中、少なくとも 100 時間は、本研究所のシニア・アナリストに個人分析を受けること。本研究所のシニア・アナリストについては、配布される「日本ユング心理学研究所 分析家リスト」を参照。トレーニング開始以前に、上記のリストに入っていないユング派分析家の個人分析を受けていた候補生は、審査委員会宛に文書にて、その分析が本研究所のトレーニングの一部として認められるか否か、問い合わせる必要がある。
- c) 入学以前のユング派分析家（国際分析心理学会会員）との個人分析は、ある一定の条件のもとに、100 時間まで上記の必須 300 時間の一部として認められる。このような申請は、トレーニングの開始時に文書にて本研究所審査委員会に対してなされるべきものである。最大 50 時間が、トレーニングの前半部において認められる。残りの 50 時間に關しても、資格候補生に進級後、文書にて審査委員会に申請すること。申請された時間数のうち、何時間を本研究所のトレーニングの一部として認めるかは、以前の分析をどのように評価するかではなく、その候補生があとどれくらい分析時間を必要としているのか、という基準によって判断される。
- d) 個人分析は、男性、女性、両方の分析家に受けすることが望ましい。
- e) 少なくとも 100 時間は、同一の分析家に個人分析を受けなければならない。このことは、分析という作業が継続的な心的プロセスとしての性質を有しているという認識に基づいている。

- f) 候補生の個人分析家は、彼、あるいは彼女の候補生としての適性を疑う場合、それを審査委員会に知らせる義務を負う。他方で、審査委員会も、訓練候補生から資格候補生への進級の延期やトレーニング・プログラム自体からの撤退という決定が下される場合、そのような決定について、トレーニングが開始されて以後その候補生の個人分析を担当した分析家に前もって相談しなければならない。
- g) 分析家は、候補生が本研究所における試験を受けるために必要となる分析時間数に関する証明は求められるが、その候補生を評価することは求められない。

注：1回の分析時間は最低 50 分とし、それに満たなければ、1 時間とカウントされない。

3. 4 プログラムへの参加

セミナーやグループ・スーパーヴィジョンといったプログラムが提供されるので、候補生はユング心理学に関する理論的・実践的な知識を得ることが可能である。

プログラムへの参加は、学生の自由意志に基づいてなされ、例外を除いて、参加を義務づけられるものはない。また、セミナー等への参加状況については、個人的に記録を残しておくことを推奨する。

一旦、参加登録をしたセミナー等に関しては、参加定員が設けられているので、何の通知もなく参加しないということはせず、必ず事前に事務局まで通知し、また、やむをえない事情でキャンセルする場合でも、できるだけ早い時期に連絡すること。

3. 5 選考委員会の責任と機能

選考委員会は、出願者のトレーニング・プログラムへの入学の可否、候補生の進級、修了証書の授与に関する決定を審査委員会によって委託されている。しかしながら、これらの決定に関する最終的な判断は、審査委員会に委ねられている

ので、選考委員会の決定は、審査委員会において承認されることも、変更されることも、覆されることもありうる。

トレーニング・プログラムへの入学志願者は、選考委員会から選ばれた3人の委員、それぞれに2時間の面接を受ける。また、訓練候補生から資格候補生への進級に先立って、候補生は、同じ3人の委員それぞれに1時間ずつの面接を受ける。最後に、資格候補生として定められたコントロールケース・ワーク時間数の約半分を終えた時点で、もう一度、同じ3人の委員それぞれに面接を受ける。候補生は、コントロールケース・ワークのおおむね半分の時間数を終えた時点で選考委員会にその旨を文書で通知し、選考委員会から返答を待って、この最終面接を開始しなければならない。原則として、選考委員による最終面接は、各1時間であるが、各選考委員の判断により多くの時間が設定されることもありうる。

加えて、候補生が、自らの一人、あるいはそれ以上の選考委員と会うことを求められるという事態は常に起こりうる。これらの要請に候補生は従わねばならない。これは、トレーニングを続けてゆくうえでの何らかの困難や問題が生じた場合、それを候補生に伝え、適切、かつ迅速にそれに対処することを可能とするためである。

選考委員会は、このような責任を果たすため、セミナーの講師やグループ・スーパーヴィジョンのスーパーヴァイザーに問い合わせて、候補生の成長の度合いについて情報を得る権利を有する。同様の理由で、候補生の個人スーパーヴァイザーにも、特別な場合には、個人分析家にも、問い合わせを行う場合がある。

候補生は、進級や修了証書の授与、すなわち、トレーニングの修了が延期された場合、3人の選考委員のうち1名から、その件に関して説明を受ける権利を有する。

3. 6 休学

休学は、合計4学期まで認められる。この場合、登録締切日までに、登録用紙の当該欄に記入するだけでよい。もし、それ以上、休学が必要な場合は、登録締切日までにその旨審査委員会に文書で申請のこと。この締切日を過ぎて提出された申請は受理されない。休学を申し出た学期に関しては、トレーニング修了のために必要な学期数としてはカウントされない。

休学中の候補生はいかなるプログラム（コントロールケース・ワーク、個人スープーヴィジョン、個人分析を含む）にも参加することができないし、いかなる試験も受けることができない。ただし、「資格取得申請論文についての口頭試問」については、その例外とする。

所定の学期数をこえてすでに本研究所に在籍し、資格取得申請論文以外の必須要件を満たした候補生は、「資格取得申請論文についての口頭試問」まで休学することを認める（その試問が行われる学期も含めて）。

3. 7 異議申し立て

異議申し立てする場合には、本研究所審査委員会に文書にてその意思を伝えなければならない。しかし、それに先立って、当該事項に関してまず連絡をとるべきは、本研究所教務担当（Director of Studies）である。

異議申し立てが可能な決定：

選考委員会の諸決定については、異議申し立てが可能である。しかしながら、以下の事柄については、異議申し立てができない。

- トレーニング・プログラムへの入学を認めないとする決定
- トレーニング・プログラムへの暫定的な入学許可に関する決定

どこに異議申し立てをするか：

すべての異議申し立ては、審査委員会に対してなされねばならない。審査委員会は、3名を委員として指名し、委員会を構成、そこでとりまとめられた意見をもとに最終的な決断を下す。この場合の3名の委員は、異議申し立てをした候補生の選考委員以外から選出される。

異議申し立ての手続き：

- ある決定が下りて20日間以内に、それに対する異議申し立ては文書にて審査委員会宛になさねばならない。上記の期間を過ぎての異議申し立ては、いかなる理由によっても受理されない。そのような文書による異議申し立ては、

何ゆえ異議申し立てを行うのか、何ゆえ選考委員会の決定が覆されることを望むのか、について簡潔、かつ明確に記述されたものである必要がある。

- ・ 後の手続きに関しては口頭で行われる。上記の異議申し立てに関する検討を行う委員会が、異議申し立てをした候補生と個別に面接を行い、事情聴取がなされる。
- ・ 上記委員会は、この面接に基づき、3名の委員によってとりまとめられた意見を審査委員会に報告する。
- ・ それに引き続いて、上記委員会の代表者が、異議申し立てを行った候補生に対して審査委員会による決定を口頭で伝える。この決定は、最終的なものであり、後日、文書によって通達されるが、審査委員会がそのような決定を下すに至った理由については、いかなる筆記記録も残されない。

4 トレーニングの諸段階

本研究所におけるトレーニングは、前期課程・後期課程、2つの課程からなる。

- ・ **前期課程**：主としてユング心理学の理論的知識を習得し、本研究所の訓練候補生として、実際に被分析者の分析にあたる準備をすることを目的とする。最低2年4学期の在籍が必要。
- ・ **後期課程**：後期課程に進んだ候補生は、本研究所の資格候補生として、シニア・アナリストのスーパーヴァイズのもと、実際に被分析者の分析にあたる。最低2年4学期の在籍が必要。

4. 1 試験に関する一般的な規則

- a) 試験は、原則として、3月と9月の年2回、期間を定めて行われる。
- b) 受験登録は、所定の用紙（本研究所事務局に用意されている）に必要事項を記入のうえ、締切日までに審査委員会宛に提出する。その際、受験のために必要な証明書等があれば、添付すること。受験料の納入をもって登録完了とする。なお、締切日を過ぎた受験登録は受理されない。

- c) 原則として、前期課程の試験合格から最終試験の合格まで、4年以上の間隔があくことは望ましくない。
- d) いったん受験登録を行い、登録締切日を過ぎて、受験を取りやめる場合、候補生は受験料を支払わねばならない。
- e) 試験官は、本研究所審査委員会によって指名される。現在、あるいは過去の個人分析家は、試験官となることはできない。試験官決定の後は、原則として、その変更は認められない。
- f) ある科目の試験で不合格の判定が下りた場合、候補生は次の試験期間に再試験を受けることが可能である。この再試験は、同じ試験官によって行われる。試験において、どの科目であるかにかかわらず、2度以上、不合格の判定が下りた場合、選考委員会はその件について協議を行う。また、再試験については、所定の受験料が支払われなければならない。

4. 2 訓練候補生

4. 2. 1 前期課程試験（中間試験）

トレーニングの前半部の試験、すなわち前期課程試験については、チューリッヒ・ユング研究所／I S A P (International School of Analytical Psychology, Zurich)、またはそれと同等の教育訓練課程をもつ外国のユング研究所で行われる中間試験をもって、それに代える。

また、この中間試験の受験に関して、チューリッヒ・ユング研究所／I S A Pとの申し合わせにより、以下のことが可能となっているので、確認していただきたい。

まず、本研究所において聴講生として「ユング心理学基礎課程修了証書」を取得後、所定の審査を経て、本研究所の訓練候補生となった者は、「在外セメスター (Fremdensemester)」として2学期間チューリッヒ・ユング研究所／I S A Pに在籍し、3学期目に中間試験を受けることができる（この際の必須要件は、チューリッヒ滞在中の研究所訓練分析家による80時間の個人分析のみ）。

さらに、上記の申し合わせにより、所定の審査を経て、本研究所の訓練候補生となった者は、チューリッヒ・ユング研究所／I S A Pでの訓練候補生としての入学審査が免除され、本研究所訓練候補生の「在外セメスター」としてそこに在籍することができる。この場合、中間試験を受けるための必須要件は、チューリッヒ・ユング研究所／I S A Pの規定に従う。

上記の事柄によって、チューリッヒ・ユング研究所／I S A P、またはそれと同等の教育訓練課程をもつ外国のユング研究所で中間試験を受けるための過程としては、以下の3通りが想定される。①本研究所において聴講生として「ユング心理学基礎課程修了証書」を取得後、所定の審査を経て、本研究所の訓練候補生となり、「在外セメスター」として2学期間チューリッヒ・ユング研究所／I S A Pに在籍し、3学期目に中間試験を受ける、②本研究所の所定の審査を経て訓練候補生となり、「在外セメスター」としてチューリッヒ・ユング研究所／I S A Pに在籍し、そこで規定に従い必須要件を満たし、中間試験を受ける、③本研究所の訓練候補生としてではなく、個人として、チューリッヒ・ユング研究所／I S A P、またはそれと同等の教育訓練課程をもつ外国のユング研究所に入学し、そこで行われる中間試験を受ける。

これに加えて、日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格を取得した者は、中間試験に合格した者と同等とみなし、以下に示す通り、志願する者は当研究所の訓練後期課程への編入を可能とする。

4. 2. 2 資格候補生への進級

上記の試験に合格、あるいは資格を取得した後、以下の手続きを経て、資格候補生への進級が認められる。この際には、進級（あるいは編入）を希望する旨を文書にて選考委員会に伝えなければならない。

面接：

通常、3名の選考委員々々と1時間ずつの面接が行われる。海外のユング研究所で前半部を済ませた者で、本研究所での彼、あるいは彼女の選考委員がまだ決まっていない場合は（これが編入に当たる）、新たに3名の選考委員を選抜し、入学の可否を判定する際と同様、各々と2時間ずつ、計6時間の面接を受けるこ

ととする。

資格候補生への進級に関する選考委員会の決定は以下の基準に基づいてなされる：

- ・ チューリッヒ・ユング研究所／I S A P、またはそれと同等の教育訓練課程をもつ外国のユング研究所で行われた中間試験に合格していること、もしくは、日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格を取得していること。
- ・ 候補生、もしくは志願者に対する試験官の評価、およびコメント。
- ・ 資格候補生として、シニア・アナリストのスーパーヴァイズのもと、被分析者の分析を行うに十分な心的態勢が整っているか、そして、分析家資格を得る可能性をもった候補生、あるいは志願者なのかどうか、という点に関する選考委員の評価。

選考委員会が上記の点で候補生、あるいは志願者に対して否定的な評価をするなら、進級は認められない。また、海外のユング研究所において資格候補生への進級が認められたという事実によって、本研究所においてもその進級が認められるということはない。この進級に関する判定は、新たに、そして独自に本研究所において行われるものである。その意味で、海外のユング研究所で中間試験に合格している、あるいは、日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格を取得していることというのはあくまで、本研究所における資格候補生への進級のためのひとつの前提、あるいは条件にすぎない。

4. 3 資格候補生

4. 3. 1 コントロールケース・ワークと個人スーパーヴィジョン

必要な時間数については、「5 資格取得のための必須要件」を参照せよ。

- a) 本研究所の資格候補生が分析家資格取得のための必須要件を満たすために行う被分析者との臨床実践はすべて、本研究所のシニア・アナリストによるスーパーヴィイズのもとに行われなければならない。このスーパーヴィジョンは、それぞれのケースが終結するまで、おおよそ、3回の面接に対して1

回のスーパーヴィジョンという割合で行われることが望ましい。また、スーパーヴァイザーは、ケース・レポートを書くことを候補生にいつでも要請することができる。候補生は、自らの個人分析家を除いた最低2人の分析家の個人スーパーヴィジョンを受けることが求められる。むろん、この個人スーパーヴィジョンを時間数は、個人分析の必要時間数としてはカウントされない。

- b) コントロールケース・ワークを開始するにあたっては、新しい資格候補生のためのミーティングが開催されるので、必ず出席のこと。
- c) あるケースを本研究所におけるコントロールケースとする際には、研究所にその旨登録を行わなければならない（登録に際しては、被分析者の氏名・生年月日・住所・電話番号、さらには、スーパーヴァイザーナー名が必要であるが、これらの情報は、この登録という目的においてのみ用いられ、例外的な場合を除き、本研究所が直接被分析者にコンタクトをとることはない）。また、これらの登録は、ケース開始後、1ヶ月以内に完了すること。登録完了後、被分析者の登録番号が候補生に通知される。
- d) 候補生は、男女両性の数人の被分析者と分析を行うことが望ましい。このうち、少なくとも2ケースは、定められた最低限の時間数を超えていなければならない（5を参照のこと）。また、20時間に満たないケースは通常、コントロールケース・ワークの必要時間数としてはカウントされない。
- e) 定められたコントロールケース・ワークの必要時間数の約半分を終了した時点で、候補生は、自らのスーパーヴァイザーに自分のケース・ワークの評価を依頼しなければならない。この評価のための用紙は、本研究所事務局に用意されている。また、この依頼を受けたスーパーヴァイザーは、必要事項を記入した後、選考委員会に直接提出する。これらの情報は、候補生の選考委員に伝達され、それに引き続いて、それら3名の選考委員との最終面接が行われる。この面接は通常、各々の委員と1回ずつ、長さは1時間である。

4. 3. 2 グループ・スーパーヴィジョン

ひとつ、もしくはそれ以上のグループに定期的に参加すること、また、そのなかで最低5回の事例発表を行うことが義務づけられる。

4. 3. 3. ケース・レポート

候補生は、コントロールケースとして登録したすべてのケースについてケース・レポートを書かなければならない。そのうち、2ケースのレポートは、16,000字から20,000字にわたる詳細なもの、他のケースのレポートは、2,000字から3,000字程度の簡単なものでよい（各レポートの表紙には、候補生の氏名、被分析者の登録番号・年齢・生年月日・職業、それまでに行われたセッション数、スーパー・ヴァイザーの氏名を明記のこと）。

また、これらのレポートは、最終試験（後半のⅡ期）の登録締切日までに、それぞれ3部をコピーした後、2部を審査委員会に、1部をそれぞれのケースのスーパー・ヴァイザーに提出すること。査読料支払いの確認を待って、審査委員会がそれらのケース・レポートの査読者を決定し審査の依頼を行う。資格取得のためには、それらのレポートが査読者によって受理されなければならない。

4. 3. 4 言語連想検査のレポート

候補生は、任意の被検査者1名に対して言語連想検査を施行した後、レポートを作成し、審査委員会に提出しなければならない。また、レポート提出に当たっては、日本ユング心理学研究所主催の「言語連想検査」に関するセミナーを事前に必ず受講すること。査読料支払いの確認を待って、審査委員会が提出されたレポートの査読者を決定する。最終試験（前半）の受験登録を行うためには、定められた日（5を参照のこと）までにこのレポートが受理されていることが必要である（これについては、日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格を取得し、後期課程へ編入した者は、すでに資格取得時に提出しているので、免除される）。

ただし、提出したレポートが不受理となることが二度続いた場合は、候補生は二度の査読結果を踏まえて抜本的な加筆修正を行った上で再提出すること。その際には、候補生は再審査料を支払い、研究所は新たな査読者を指名する。

4. 3. 5 海外の分析家のグループ・スーパーヴィジョン

日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格を取得し後期課程に編入した者についてでは、IAAP に所属する海外の分析家のグループ・スーパーヴィジョンに 20 時間以上参加し、2 回以上外国語で発表しなければならない。（後期課程編入以前に参加したものについては、時間数 10 時間、発表回数 1 回までをクレジットとして認める。）

4. 3. 6 最終試験（資格試験）

資格候補生は、最終試験を受けるにあたって、以下の 2 つの要件を満たしていなければならない。

- ・ この規定集に定められた必須要件をすべて満たしていること。
- ・ 本研究所が、その候補生が独立してユング派分析家として臨床実践を行いうると確信しうること。もし、彼、あるいは彼女の選考委員が、この点について疑念を抱いたなら、審査委員会にその旨を進言し、候補生が最終試験に進むのを止めたり、トレーニングの中止を勧告したりしなければならない。このような場合、個人スーパー・ヴァイザーが書いた候補生のケース・ワークに関する評価や個人分析家の意見も考慮に入れられる。

最終試験は、提出されたケース・レポートに基づいて行われる「事例検討」と後に述べる 2 編の資格取得申請論文についての「査読」（後半の I 期）および「口頭試問」（後半の II 期）からなる。このうち、前者は、最終試験の前半として、後者に先立って受けられなければならない。前者の試験に合格した者だけが、最終試験の後半に進むことができる。

事例検討：

- a) 「事例検討」の試験は、最終試験の前半として行われなければならない。この試験に合格した候補生だけが、最終試験の後半の登録を行うことができる。

- b) 所定の用紙に記入したうえ、最終試験登録（前半）を行う。試験の日程と試験官が通知されたらすぐに、候補生は、3名の試験官に自らの最も長期にわたる2つのケースについてのレポート（16,000字程度）を送付すること。
- c) 試験は、これら2つのケース・レポートのうち、一例に焦点が当てられる。主任試験官によってそのケースは選ばれ、事前に候補生に伝えられる。
- d) この試験は、口頭によって行われ、長さは90分である。この試験に対する評価はなく、判定されるのは、合否のみである。
- e) 審査委員会によって指名された3名のシニア・アナリストが試験官となる。このうち、1名を主任試験官、2名を副試験官とする。
- f) もし、この試験に不合格の場合、同じ試験官のもとで再試験が行われる。再試験の際には、2本提出したうちの他方のケース・レポートが検討の対象となる。

4. 3. 7 資格取得申請論文

すべての候補生は、ヤング派分析家資格取得にあたって、ヤング心理学に関する2編の研究論文を提出しなければならない。このうち1編は、最終試験後半（論文審査）のI期として、日本文化にかかわる内容のものでなければならず、もう1編については、最終試験後半のII期として、候補生がテーマを自由に選択することができる。

- a) 最終試験後半のI期として提出される日本文化にかかわる内容のものについては、16,000字程度を分量の目安とし、資格試験前半（事例検討）に合格した者だけが提出できる。この論文については、論文指導者はつかず、提出後、審査委員会によって査読者2名が決定される。この論文を受理された者だけが、自由課題の論文審査に進むことができる。
ただし、提出した論文が不受理となることが二度続いた場合は、候補生は二

度の査読結果を踏まえて抜本的な加筆修正を行った上で再提出すること。その際には、候補生は再審査料を支払い、研究所は新たな査読者を指名する。

- b) 候補生は、自由課題の論文を作成するにあたって、その論文の題目、取り扱いたい内容等について、文書にて審査委員会に通知し、その承認を得なければならない。これらの手続きは、最終試験後半（論文審査）のⅡ期が行われる少なくとも 1 年前には済ませれていることが望ましい。
- c) 自由課題の論文に対しては、1 名の論文指導者、2 名の論文査読者が選ばれ、この 3 名によって「口頭試問」が行われる。論文指導者については候補生が希望の指導者を選ぶことができる。論文査読者は審査委員会によって指名される。候補生は、論文指導者と適宜連絡をとり、論文を作成すること。
- d) 候補生は、自らの論文指導者と論文査読者に、最終試験（後半）を受ける少なくとも 8 週間前までに執筆した論文を送付しなければならない。
- e) 試験の日程は、審査委員会によって指定される。
- f) 候補生は、分析家資格を取得することが決定した時点で、自らの資格取得申請論文のコピーを各々 2 部、本研究所事務局宛に提出すること。

4. 3. 8 資格の授与

この規定集に定めるすべての必須要件を満たし、トレーニングにかかるすべての支払いを済ませた候補生には、選考委員会の報告を受けた審査委員会による審査と理事会による承認を経て、ユング派分析家資格が授与される。

本研究所で分析家資格を取得することによって、一般社団法人 日本ユング派分析家協会 (AJAJ)、及び国際分析心理学会 (IAAP) の会員となることができる。

5 資格取得のための必須要件

以下に示すのは、訓練候補生から資格候補生への進級のための、そして、分析家資格取得のための必須要件である。ただし、これはあくまで必須要件であり、

これらを満たすことが即、進級、あるいは資格取得を意味するわけではない。

5. 1 前期課程試験（中間試験）

前期課程試験については、チューリッヒ・ユング研究所／I S A P、またはそれと同等の教育訓練課程をもつ外国のユング研究所で行われる中間試験、もしくは、日本ユング心理学会「認定心理療法士」資格取得をもって、それに代える。

5. 2 最終試験（資格試験）

		最終試験を受けるために満たすべき条件	期 限
前半	3 学期以上、資格候補生として在籍	試験期間の終わり	
	言語連想検査のレポートを提出し、受理されていること	登録締切日	
	200 時間のコントロールケース・ワーク	試験期間の始め	
後半 後半のⅠ期	最終試験前半（事例検討）に合格していること		論文提出時
	4 学期以上、資格候補生として在籍、 計 8 学期以上、候補生として在籍	試験期間の終わり	
後半 後半のⅡ期	300 時間の個人分析	試験期間の始め	
	250 時間のコントロールケース・ワーク 男女両性、少なくとも 3 人の被分析者を行い、 そのうち、2 ケースは、60 時間をこえるものであること	試験期間の始め	
	100 時間のスーパーヴィジョン このうち、80 時間以上は、自らの現在、及び過去の個人分析家以外に受けること	試験期間の始め	

	60 セッションのグループ・スーパーヴィジョン	試験期間の終わり
	ケース・レポート	登録締切日

最終試験の科目は、「事例検討」と 1 編の日本文化にかかわる内容の論文についての審査、

1 編の「資格取得申請論文に関する口頭試問」の 3 科目。

口頭で行われる「事例検討」と「口頭試問」については、各々 1 セッション 90 分とする。